

船員の健康確保について

心理的な負担の程度を

把握するための検査の実施等 ①

① 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施

船員は、他の労働者と比較して高ストレス者が多いことから、メンタルヘルスの改善を図っていく必要がある。そのためには、船員自身が自らのストレスの状況を把握するとともに、職場全体での改善にもつなげていくことが重要である。こうしたことから、船舶所有者（常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に限る）に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行わなければならないこととしたこと。

② 検査結果の通知等

船舶所有者は、①により行う検査を受けた船員に対し、当該検査を行った医師等から、遅滞なく、当該検査の結果が通知されるようにしなければならないこととしたこと。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた船員の同意を得ないで、当該検査の結果を船舶所有者に提供してはならないこととしたこと。

③ 検査結果の記録の作成等

船舶所有者は、②による船員の同意を得て、当該検査を行った医師等から当該船員の検査の結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果に基づき、当該検査の結果の記録を作成して、これを5年間保存しなければならないこととしたこと。

④ 検査結果の集団ごとの分析等

船舶所有者は、検査を行った場合は、当該検査を行った医師等に、当該検査の結果を、当該検査を受けた船員が乗り組む船舶その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならないこととしたこと。船舶所有者は、分析結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の船員の実情を考慮して、当該集団の船員の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととしたこと。

（続）

〔ファクスだより〕

2023年2月17日(金曜日)